

坂東市立地適正化計画

～都市再生特別措置法に基づく届出の手引～

(第88条第1項・第108条第1項)

I 届出制度の概要	1
II 居住誘導区域外における事前届出.....	2
III 都市機能誘導区域外における事前届出.....	4
IV 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出.....	6
参考資料1：居住誘導区域 区域図	7
参考資料2：都市機能誘導区域 区域図.....	10
参考資料3：届出様式	12



《問い合わせ先》

坂東市役所 都市建設部 都市整備課

電話：0297-35-2121（代表）

E-mail：toshi@city.bando.ibaraki.jp

I 届出制度の概要

1 届出制度の目的

立地適正化計画は、居住や都市機能の誘導を図る区域を設定するとともに、その実現を図るための施策等を定めることにより、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市構造へと緩やかに誘導していく制度となっています。

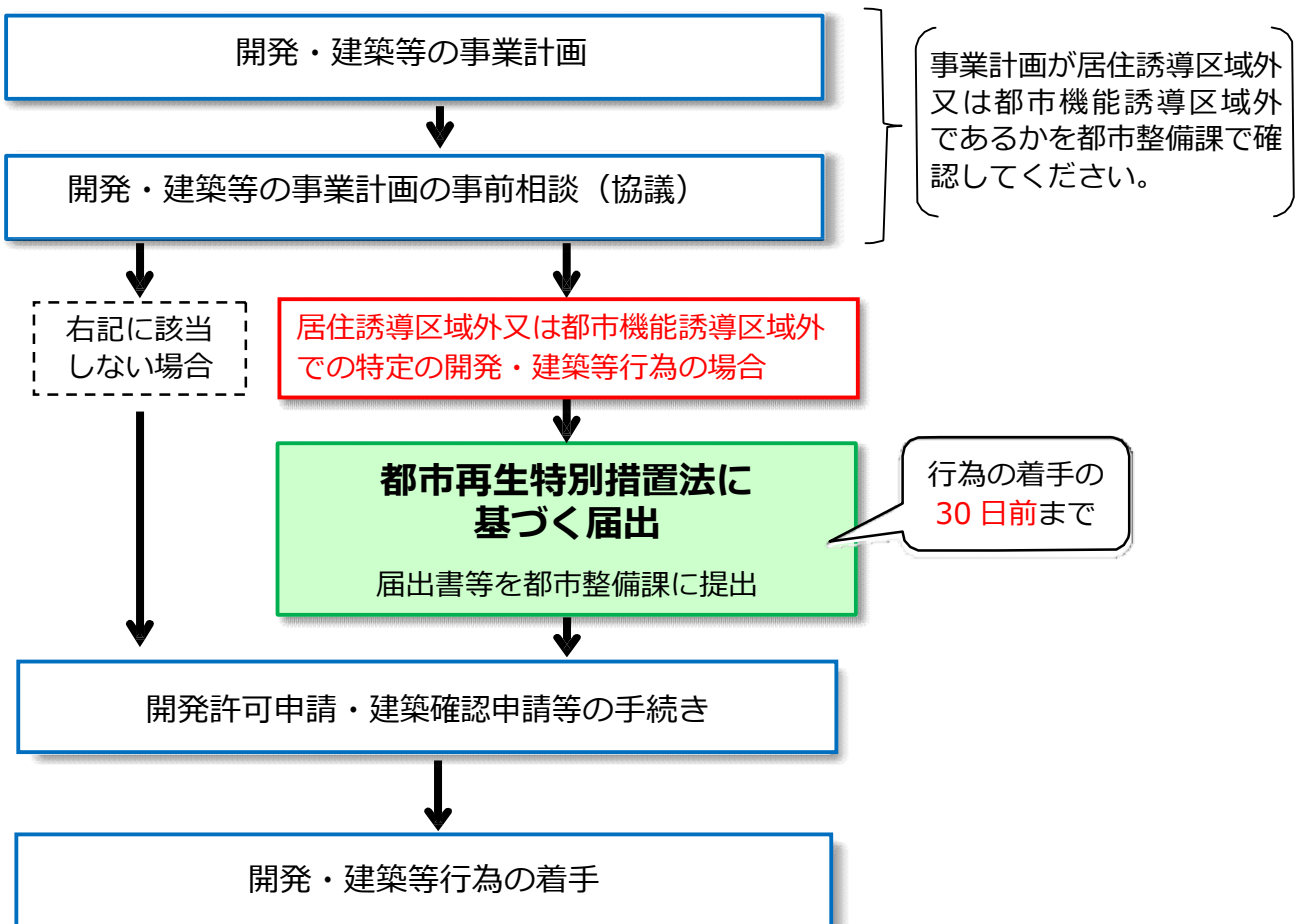
居住や都市機能の立地を制限するものではありませんが、都市再生特別措置法（第 88 条第 1 項・第 108 条第 1 項）の規定に基づき、立地適正化計画に定める居住誘導区域又は都市機能誘導区域の外で特定の開発・建築等行為を行おうとする場合は事前の届出が必要となります。

居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握するとともに、各種支援措置等の情報提供等を通じて誘導区域内への立地促進を図ることを目的に届出制度を運用します。

2 届出の流れ

開発・建築等の事業計画の協議等の際に、あわせて立地適正化計画に基づく区域確認を行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性と必要書類の確認を行います。

届出が必要となる場合は、以下の流れに従い、都市整備課へ届出書等を提出してください。




※ 都市機能誘導区域内の誘導施設（P4 参照）を休廃止する場合も届出が必要となります。

II 居住誘導区域外における事前届出

都市再生特別措置法（第88条第1項）の規定に基づき、居住誘導区域外の区域では、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

1 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為又は建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	<p>ア. 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>イ. 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>ア. の例示 3戸の開発行為  届出が必要</p> <p>イ. の例示 1戸（1,500㎡）の開発行為  届出が必要</p> <p>2戸（800㎡）の開発行為  届出は不要</p>
建築等行為	<p>ア. 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>イ. 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>ア. の例示 3戸の建築行為  届出が必要</p> <p>1戸の建築行為  届出は不要</p>

2 届出の期日

届出の対象となる開発行為及び建築等行為に着手する日の30日前までに、都市整備課へ届出を行ってください。

3 届出書類の作成

届出は、届出書に必要な書類を添えて提出してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、次のとおり定められています。

<p>開発行為 の場合 (都市再生特別措置法 施行規則第 35 条)</p>	<p>届出書 (必要部数：1 部) ⇒ 様式第 10 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係) 添付図書 (必要部数：各 1 部) ①現況図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の 公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上) ②設計図 (土地利用計画図等：縮尺 100 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 (案内図、委任状など)</p>
<p>建築等行為 の場合 (都市再生特別措置法 施行規則第 35 条)</p>	<p>届出書 (必要部数：1 部) ⇒ 様式第 11 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係) 添付図書 (必要部数：各 1 部) ①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上) ②立面図 (2 面以上) 及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 (案内図、委任状など)</p>
<p>届出内容を 変更する場合 (都市再生特別措置法 施行規則第 38 条)</p>	<p>届出書 (必要部数：1 部) ⇒ 様式第 12 (都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係) 添付図書 (必要部数：各 1 部) 上記のそれぞれの場合と同様</p>

4 届出に対する市の対応

市では、届出を受けて、居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等行為の動向を把握するとともに、届出者に対し、居住誘導区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。

5 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の建築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

Ⅲ 都市機能誘導区域外における事前届出

都市再生特別措置法（第 108 条第 1 項）の規定に基づき、都市機能誘導区域外の区域では、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

1 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為又は建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	○誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合
建築等行為	○誘導施設を有する建築物を新築する場合 ○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

2 届出の対象施設（誘導施設）

都市機能誘導区域は、**岩井市街地**の 1 区域を設定しています。届出の対象となる誘導施設は、次のとおりです。

	誘導施設	備考
①行政機能	市役所（本庁舎）	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する事務所 ・分庁舎、窓口機能等は除く。
②介護福祉機能	地域包括支援センター （中央地域担当）	介護保険法第 115 条の 4 第 1 項に規定する施設 ・その他地域担当のセンターは除く。
	社会福祉協議会	社会福祉法第 109 条第 1 項に規定する団体の事務所が置かれている施設 ・支所は除く。
	介護施設（通所系）	介護保険法に定める施設であって、通所（通所介護・通所リハビリテーション）を目的とする施設
③子育て機能	保育所等	児童福祉法第 39 条に規定する保育所 児童福祉法第 39 条の 2 条に規定する認定子ども園 児童福祉法第 22 条に規定する幼稚園
④商業機能	大規模商業施設	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積の合計が 1,000 m ² 以上の小売店舗
⑤医療機能	病院・診療所	医療法第 1 条の 5 に規定する施設 ・病院・診療所のうち歯科医院は除く。
⑥金融機能	銀行・信用金庫	銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行 信用金庫法、労働金庫法に定める信用金庫等
⑦教育・文化機能	総合文化ホール	市が整備する公共公益施設
	図書館（岩井）	図書館法第 2 条第 1 項に規定する施設のうち、市が設置する図書館 ・図書館（猿島）は除く。

3 届出の期日

届出の対象となる開発行為及び建築等行為に着手する日の30日前までに、都市整備課へ届出を行ってください。

4 届出書類の作成

届出は、届出書に必要な書類を添えて提出してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、次のとおり定められています。

<p>開発行為 の場合 <small>(都市再生特別措置法 施行規則第52条)</small></p>	<p>届出書 (必要部数：1部) ⇒ 様式第18 (都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係)</p> <p>添付図書 (必要部数：各1部) ①現況図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上) ②設計図 (土地利用計画図等：縮尺100分の1以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 (案内図、委任状など)</p>
<p>建築等行為 の場合 <small>(都市再生特別措置法 施行規則第52条)</small></p>	<p>届出書 (必要部数：1部) ⇒ 様式第19 (都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係)</p> <p>添付図書 (必要部数：各1部) ①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上) ②立面図 (2面以上) 及び各階平面図 (縮尺50分の1以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 (案内図、委任状など)</p>
<p>届出内容を変更する場合 <small>(都市再生特別措置法 施行規則第55条)</small></p>	<p>届出書 (必要部数：1部) ⇒ 様式第20 (都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)</p> <p>添付図書 (必要部数：各1部) 上記のそれぞれの場合と同様</p>

5 届出に対する市の対応

市では、届出を受けて、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するとともに、届出者に対し、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のための施策や、財政上、金融上、税制上の支援措置等に関する情報提供等を行います。

6 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更しての誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

IV 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出

1 届出の対象となる行為

坂東市立地適正化計画の都市機能誘導区域内において、同計画に掲げる誘導施設（P4 参照）を休止し、又は廃止しようとする場合。

2 届出の期日

届出の対象となる行為を行う 30 日前までに、都市整備課へ届出を行ってください。

3 届出書類の作成

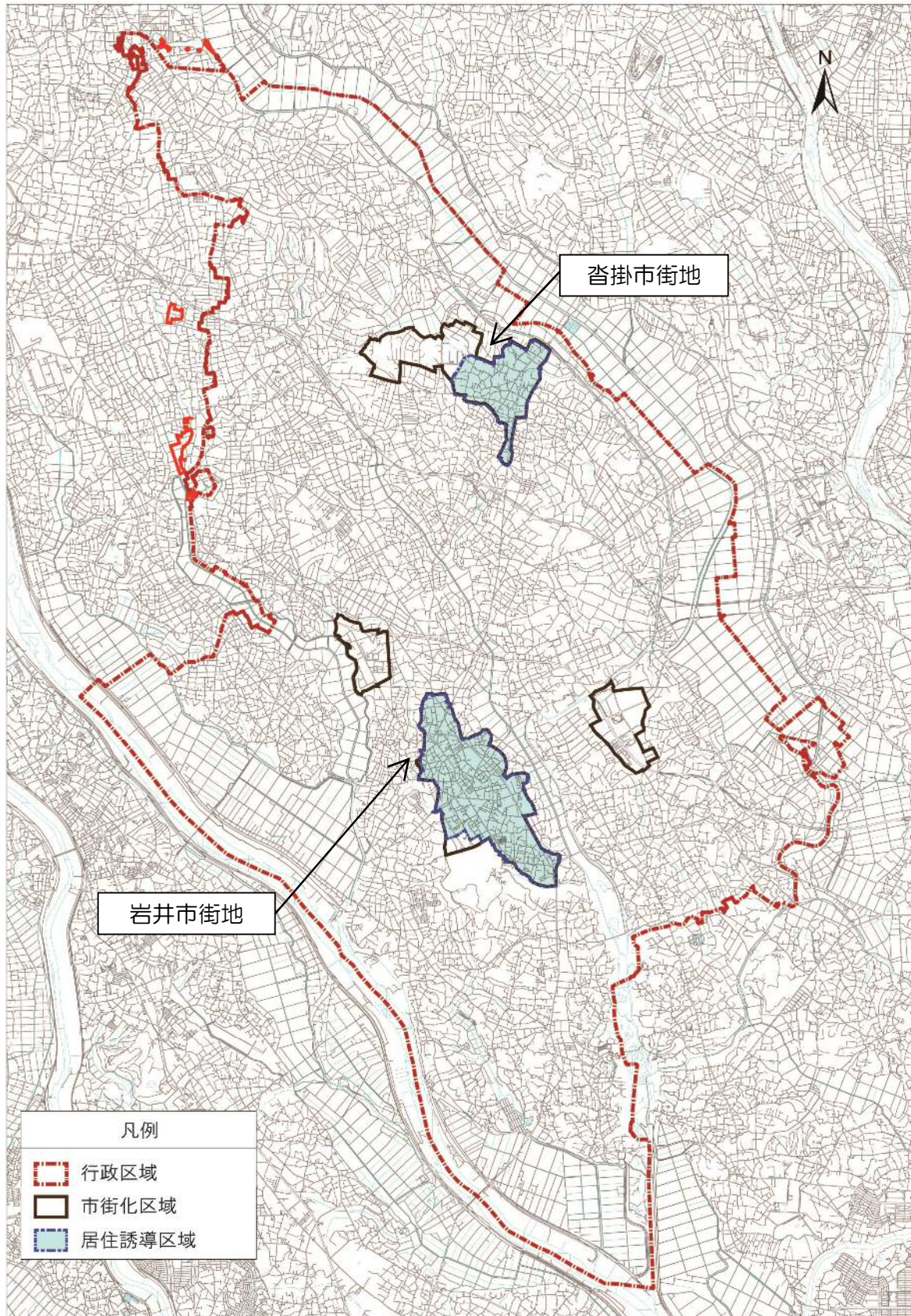
届出は、届出書を提出してください。届出書の様式は、都市再生特別措置法施行規則により、次のとおり定められています。

休廃止の届出 (都市再生特別措置法 施行規則第 55 条)	届出書 (必要部数：1 部) ⇒ 様式第 21 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係) 添付図書 原則不要。必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります。
-------------------------------------	---

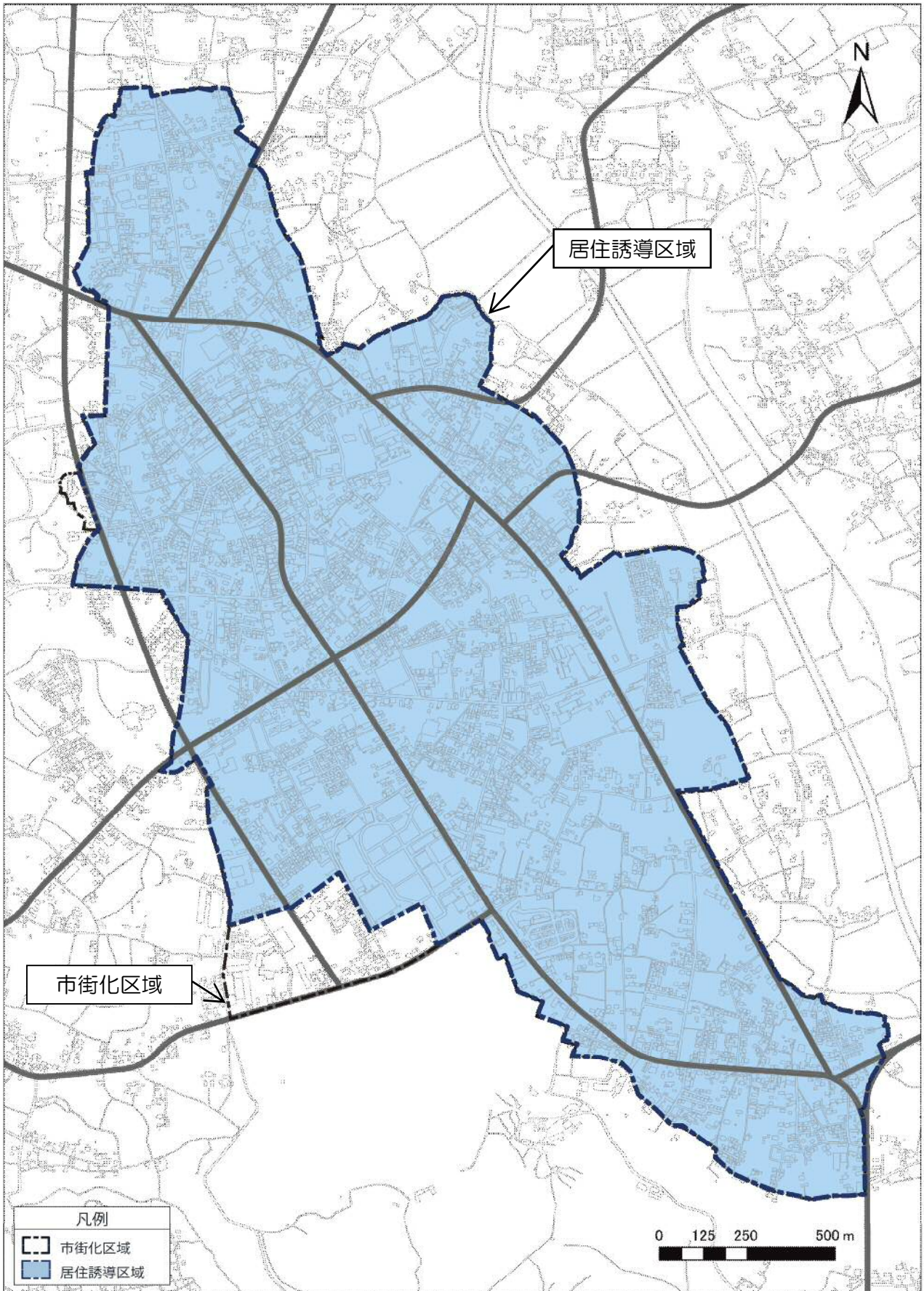
参考資料 1 : 居住誘導区域 区域図

居住誘導区域の区域図は、次のとおりです。区域の詳細については、都市整備課までお問い合わせください。

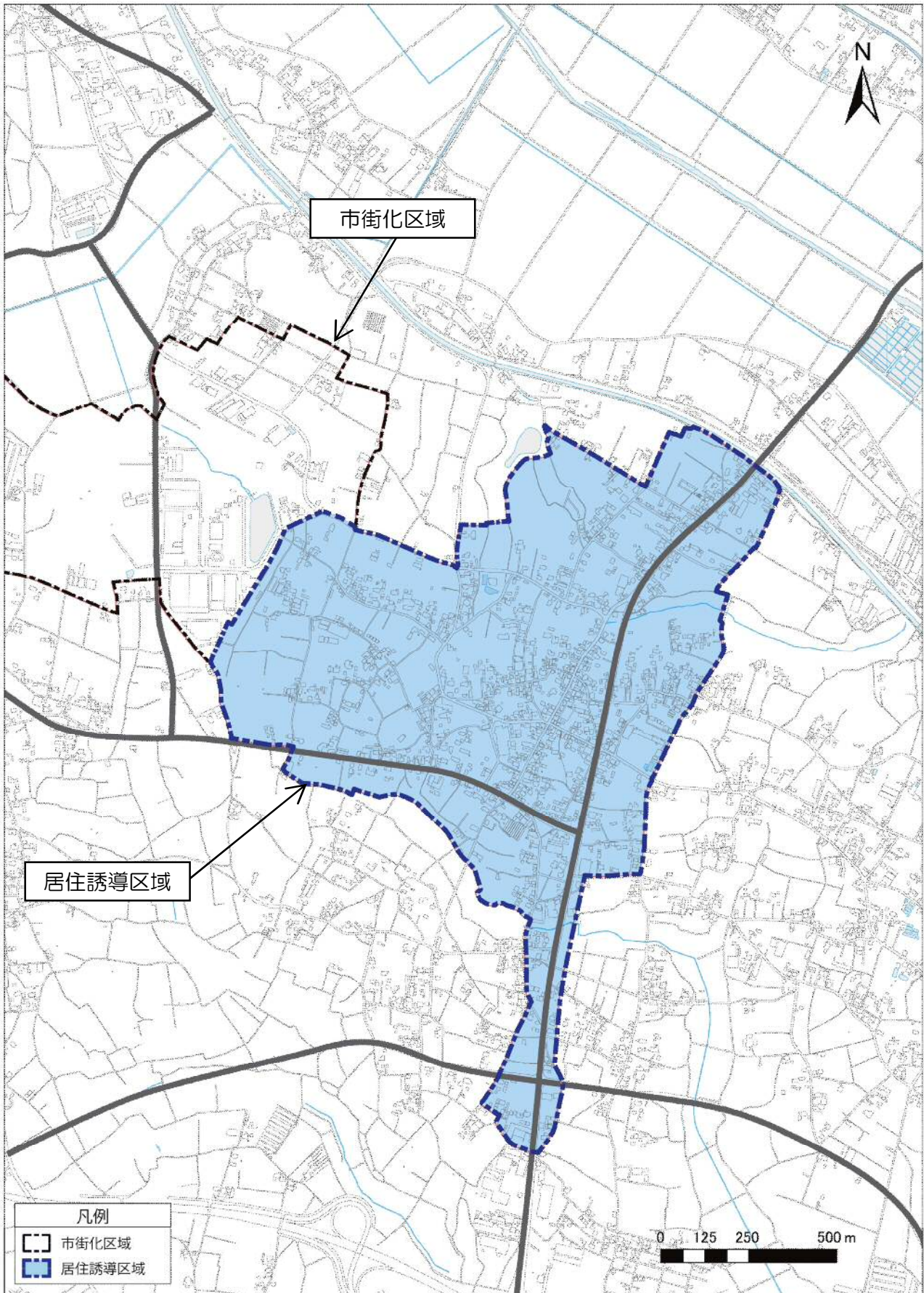
■ 居住誘導区域図



■ 区域拡大図（岩井市街地）



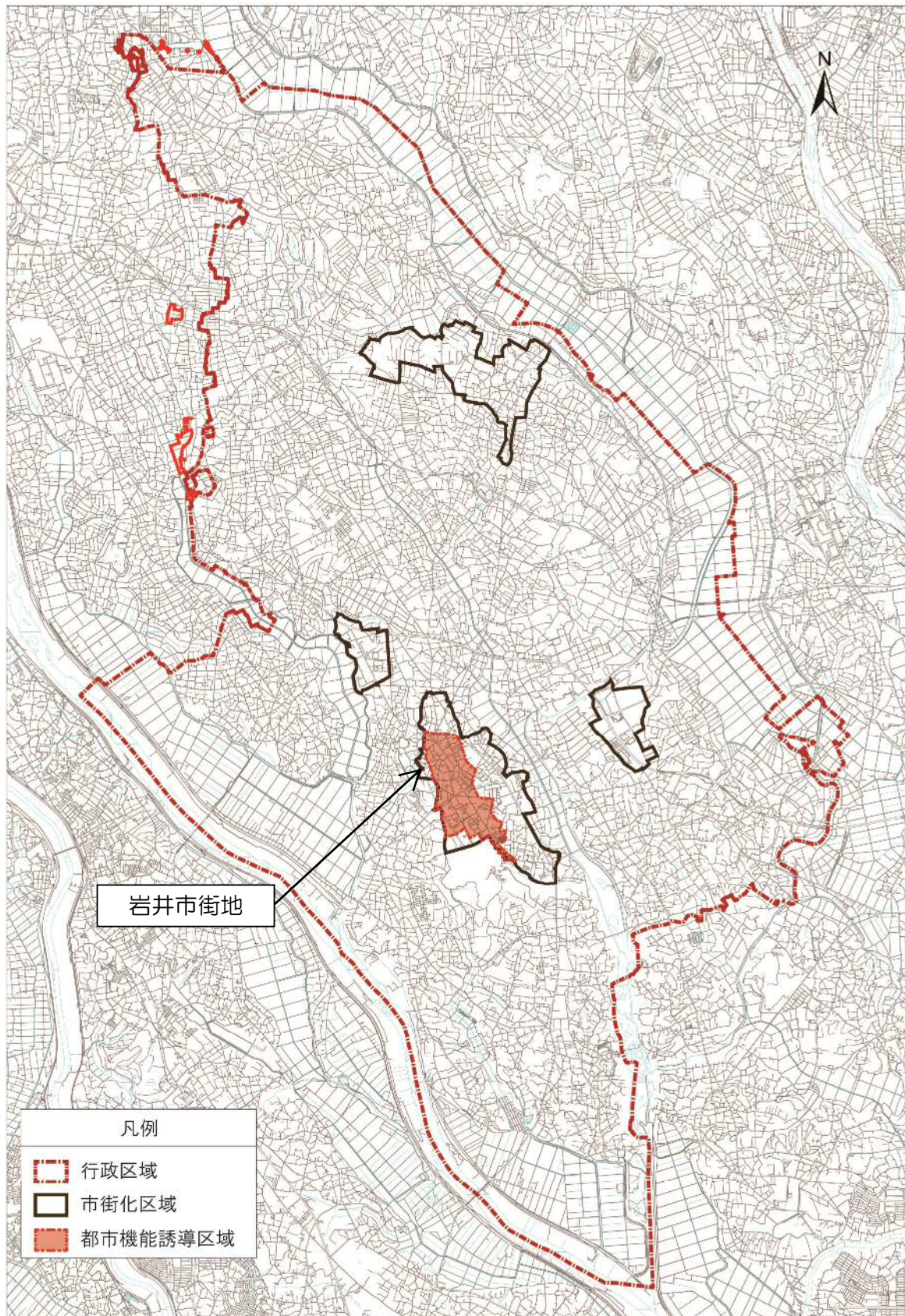
■ 区域拡大図（沓掛市街地）



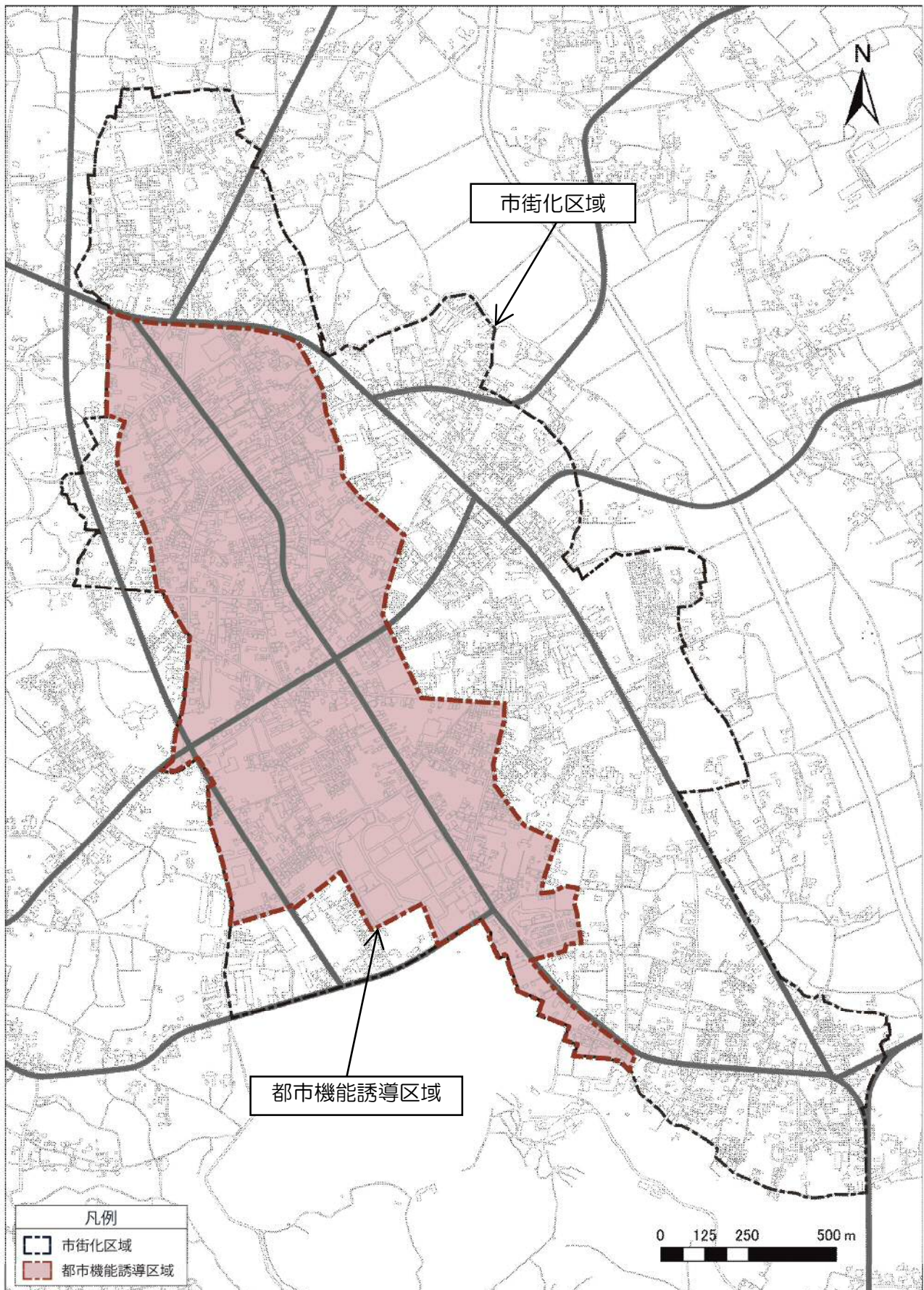
参考資料 2 : 都市機能誘導区域 区域図

都市機能誘導区域の区域図は、次のとおりです。区域の詳細については、都市整備課までお問い合わせください。

■ 都市機能誘導区域図



■ 区域扩大图 (岩井市街地)



参考資料3：届出様式

居住誘導区域外における事前届出			
様式	届出書の内容	添付図書	該当頁
様式第 10 (都市再生特別措置法 施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)	開発行為届出書	①現況図（当該行為を行う土地の 区域並びに当該区域内及び当 該区域の周辺の公共施設を表 示する図面：縮尺 1,000 分の 以上） ②設計図（土地利用計画図等：縮 尺 100 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載 した図書 （案内図、委任状（代理人による 届出の場合）等）	15
様式第 11 (都市再生特別措置法 施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)	住宅等を新築し、又は 建築物を改築し、若し くはその用途を変更し て住宅等とする行為の 届出書	①配置図（敷地内における住宅等 の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上） ②立面図（2 面以上）及び各階平 面図（縮尺 50 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載 した図書 （案内図、委任状（代理人による 届出の場合）等）	17
様式第 12 (都市再生特別措置法 施行規則第 38 条第 1 項関係)	行為の変更届出書	上記のそれぞれの場合と同様	19

都市機能誘導区域外における事前届出			
様式	届出書の内容	添付図書	該当頁
様式第 18 (都市再生特別措置法 施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)	開発行為届出書	①現況図(当該行為を行う土地の 区域並びに当該区域内及び当 該区域の周辺の公共施設を表 示する図面:縮尺 1,000 分の 1 以上) ②設計図(土地利用計画図等:縮 尺 100 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載 した図書 (案内図、委任状(代理人による 届出の場合)等)	21
様式第 19 (都市再生特別措置法 施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)	誘導施設を有する建 築物を新築し、又は 築物を改築し、若し はその用途を変更し て誘導施設を有する 建築物とする行為の 届出書	①配置図(敷地内における住宅等 の位置を表示する図面:縮尺 100 分の 1 以上) ②立面図(2 面以上)及び各階平 面図(縮尺 50 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載 した図書 (案内図、委任状(代理人による 届出の場合)等)	23
様式第 20 (都市再生特別措置法 施行規則第 55 条第 1 項関係)	行為の変更届出書	上記のそれぞれの場合と同様	25

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出			
様式	届出書の内容	添付図書	該当頁
様式第 21 (都市再生特別措置法 施行規則第 55 条の 2 関係)	誘導施設の休廃止 届出書	原則不要。 必要に応じて位置図等の提出を お願いする場合があります。	27

様式第 10 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、 下記により届け出ます。 年 月 日 坂東市長 様 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 届出者 住所 印 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 氏名 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 連絡先 </div>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 1 1 (都市再生特別措置法施行規則第 3 5 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 坂東市長 様 届出者 住 所 氏 名 連絡先 印		
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 { 建築物を改築して住宅等とする行為 }
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。

●●30年10月 1日 届出は工事着手の 30日前まで

届出者 住所 坂東市〇〇 XXXX
 氏名 株式会社〇〇
 代表取締役△△ △△ (印)
 連絡先 ●●●●-●●-●●●●

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	坂東市 〇〇 XXXX
	地目	宅地
	面積	2,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	・工事の着手予定年月日 ●●30年11月 1日 ・工事の完了予定年月日 ●●31年 3月20日	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

坂東市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先



都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

●●30年10月15日

坂東市長 様

届出者 住所 坂東市○○ XXXX
氏名 株式会社 ○○○○
代表取締役 △△ △△
連絡先 ●●●●-●●-●●●●

印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 ●●30年 10月 1日
- 2 変更の内容
・面積の変更（1, 200㎡ → 1, 500㎡）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 ●●30年 12月 15日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 ●●31年 3月 15日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第18（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、 下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>坂東市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

●●30年10月1日

届出は工事着手の
30日前まで

坂東市長 様

届出者 住所 **坂東市〇〇 XXXX**
氏名 **株式会社〇〇**
代表取締役△△ △△ (印)
連絡先 **●●●●-●●-●●●●**

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	坂東市〇〇 XXXX
	2	開発区域の面積	3,000 平方メートル
	3	建築物の用途	商業施設
	4	工事の着手予定年月日	●●30年11月1日
	5	工事の完了予定年月日	●●31年3月1日
	6	その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

} 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
} 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

●●30年10月 1日

届出は工事着手の
30日前まで

坂東市長 様

届出者 住 所 坂東市○○ XXXX

氏 名 株式会社○○

 代表取締役△△ △△

連絡先 ●●●●-●●-●●●●

印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	坂東市 ○○ XXXX
	地 目	宅地
	面 積	3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の着手予定年月日 ●●30年11月 1日 ・ 工事の完了予定年月日 ●●31年 3月20日 	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第20（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

坂東市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先



都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

届出は工事着手の
30 日前まで

●●30年10月15日

坂東市長 様

届出者 住所 坂東市○○ XXXX
氏名 株式会社 ○○○○
代表取締役 △△ △△
連絡先 ●●●●-●●-●●●●

印

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 ●●30年10月 1日
- 2 変更の内容
・面積の変更 (3, 000㎡ → 4, 000㎡)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 ●●30年11月15日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 ●●30年 3月15日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 2 1 (都市再生特別措置法施行規則第 5 5 条の 2 関係)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

坂東市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

印

都市再生特別措置法第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止・廃止) について、
下記により届け出ます。

記

- 1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名 称 :
用 途 :
所在地 :
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
(1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物 の用途

(2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に關 する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を 省略することができます。
 - 3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項 について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

届出は行為に着手する
日の 30 日前まで

誘導施設の休廃止届出書

●●30年10月 1日

坂東市長 様

届出者 住所 坂東市〇〇 XXXX

氏名 株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 △△ △△ (印)

連絡先 ●●●●-●●-●●●●

都市再生特別措置法第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止・**廃止**) について、
下記により届け出ます。

記

1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称: □□□センター

用途: 商業施設

所在地: 坂東市〇〇 XXXX

2 休止 (廃止) しようとする年月日

●●30年 11月 1日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止 (廃止) に伴う措置

(1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物 の用途

(2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

●●31年 1月 31日に除却予定

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項 について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。